

京 都 大 学 病 理 診 断 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後								
<p>(前 略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 一旦納付した病理診断料金は、<u>いかなる理由があつても返還しない。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 試料は、<u>いかなる理由があつても返還しない。</u></p> <p>第10条 本学は、<u>不可抗力の事由によつて</u>生じた試料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、病理診断の受託に必要な細目は、<u>医学研究科にあつては医学研究科長が、病院にあつては病院長が定める。</u></p> <p>別表1 (第2条及び第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p>2 一旦納付した病理診断料金は、<u>返還しない。ただし、本学の都合により病理診断の受託を取り消し、又は変更した場合は、病理診断料金の全部又は一部を返還する。</u></p> <p>第9条 試料は、<u>返還しない。ただし、本学の都合により病理診断の受託を取り消し、又は変更した場合は、試料の全部又は一部を返還する。</u></p> <p>第10条 本学は、<u>不可抗力の事由によつて</u>生じた試料の損害に対しては、一切責任を負わない。</p> <p>第11条 <u>総長は、以下の場合に委託者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>規程の変更が、委託者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>(2) <u>規程の変更が、契約の目的に反せず、かつ、病理診断受託上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p>2 <u>前項による規程の変更にあたり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに医学部附属病院ホームページへの掲示その他の適切な方法により、委託者に周知するものとする。</u></p> <p>第12条 この規程に定めるもののほか、病理診断の受託に必要な細目は、<u>医学研究科にあつては医学研究科長が、病院にあつては病院長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する</p> <p>別表1 (第2条及び第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> </td> <td> <p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(令和2年厚生労働省告示第57号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(令和2年厚生労働省告示第57号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p>
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成30年厚生労働省告示第43号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p>								
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(令和2年厚生労働省告示第57号)により、同告示別表第1医科診療報酬点数表第2章第13部病理診断の区分に規定する点数に10円を乗じた後、消費税相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p>								
<p>別表2 (第2条及び第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> </td> <td> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. (略)</p> <p>2. <u>テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (略)</p>	<p>別表2 (第2条及び第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病理診断の種類</th> <th>病理診断料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul> </td> <td> <p>1. (同 左)</p> <p>2. <u>保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (同 左)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病理診断の種類	病理診断料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. (同 左)</p> <p>2. <u>保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (同 左)</p>
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. (略)</p> <p>2. <u>テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (略)</p>								
病理診断の種類	病理診断料金								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病理組織標本作製</li> <li>・電子顕微鏡病理組織標本作製</li> <li>・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</li> <li>・術中迅速病理組織標本作製</li> <li>・迅速細胞診</li> <li>・細胞診</li> <li>・HER2 遺伝子標本作製</li> <li>・ALK 融合遺伝子標本作製</li> <li>・病理診断料</li> </ul>	<p>1. (同 左)</p> <p>2. <u>保険医療機関間のデジタル病理画像の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は迅速細胞診の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</u></p> <p>3. (同 左)</p>								